

17. 教育課程表:平成28・29年度入学者用

(1)看護援助学コース、看護管理学コース、地域・在宅看護学コース、母子看護学コース、成人（急性・慢性）看護学コース、高齢者看護学コース

授業科目	開講年次	単位数			摘 要
		講義	演習	実習	
専門必修科目	看護援助学特論	1	2		看護援助学コース必修
	看護援助学演習	1		2	
	看護管理学特論	1	2		看護管理学コース必修
	看護管理学演習	1		2	
	地域・在宅看護学特論	1	2		地域・在宅看護学コース必修
	地域・在宅看護学演習	1		2	
	母子看護学特論	1	2		母子看護学コース必修
	母子看護学演習	1		2	
	成人(急性・慢性)看護学特論	1	2		成人(急性・慢性)看護学コース必修
成人(急性・慢性)看護学演習	1		2		
高齢者看護学特論	1	2		高齢者看護学コース	
高齢者看護学演習	1		2		
看護学特別研究	2		8		全コース必修
専門選択科目	リスクマネジメント論	1・2	2		
	看護人材育成論	1・2	2		
	看護情報管理論	1・2	2		
	保健医療福祉政策論	1・2	2		
	母子フィジカルアセスメント方法論	1・2	2		
	重症者フィジカルアセスメント方法論	1・2	2		
	臨床薬理・薬剤学	1・2	2		
	高齢者看護実践論	1・2	2		
	高齢者看護援助論	1・2	2		
	認知症看護論	1・2	2		
	高齢者在宅ケアシステム論	1・2	2		
基盤科目	家族看護援助論	1・2	2		
	看護理論	1・2	2		
	看護倫理	1・2	2		
	コンサルテーション論	1・2	2		
	看護研究方法演習	1・2		2	
大学院選択科目	*研究と倫理	1・2	1		大学院共通科目
	*学際プレゼンテーション入門	1・2	1		
	*研究力とキャリアデザイン	1・2	1		
	*大学院連携科目 http://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/master_collabo_courses/	1・2			
(備考)					
基盤科目は、8単位以上、専門必修科目は、各コースの特論2単位及び演習2単位並びに看護学特別研究8単位(CNS コースは課題研究4単位)、専攻するコース以外の専門必修科目の特論及び専門選択科目から10単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。					

(2) 老人看護 CNS コース

授業科目		必修	選択必修	開講年次	単位数		
					講義	演習	実習
専門必修科目	看護援助学特論				2		
	看護援助学演習		○			2	
	看護管理学特論		○		2		
	看護管理学演習					2	
	地域・在宅看護学特論				2		
	地域・在宅看護学演習					2	
	母子看護学特論				2		
	母子看護学演習					2	
	成人(急性・慢性)看護学特論				2		
	成人(急性・慢性)看護学演習					2	
	高齢者看護学特論	○			2		
高齢者看護学演習	○				2		
高齢者看護学実習	○		1・2			6	
看護学課題研究	○				4		
専門選択科目	リスクマネジメント論			1・2	2		
	看護人材育成論		○	1・2	2		
	看護情報管理論			1・2	2		
	保健医療福祉政策論	○		1・2	2		
	母子フィジカルアセスメント方法論			1・2	2		
	重症者フィジカルアセスメント方法論	○		1・2	2		
	臨床薬理・薬剤学			1・2	2		
	高齢者看護実践論	○		1・2	2		
	高齢者看護援助論	○		1・2	2		
	認知症看護論	○		1・2	2		
	高齢者在宅ケアシステム論	○		1・2	2		
基盤科目	家族看護援助論	○		1・2	2		
	看護理論		○	1・2	2		
	看護倫理		○	1・2	2		
	コンサルテーション論		○	1・2	2		
	看護研究方法演習		○	1・2		2	
大学院 選択科目	*研究と倫理			1・2	1		
	*学際プレゼンテーション入門			1・2	1		
	*研究力とキャリアデザイン			1・2	1		
	*大学院連携科目 http://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/master_collabo_courses/			1・2			
(備考) 必修科目28単位及び選択必修科目8単位以上、合計36単位以上を修得しなければならない。							

附則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成29年度以前の入学者(当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。)の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第3及び別表第4に規定する*印を付した授業科目を加えることができる。
- 前項の規定に基づき履修した別表第3及び別表第4の授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第11条第1項に規定する単位としては認定しないものとする。